北海道食の安全・安心基本計画 (案)、答申 (案) に対するご意見

委員	項目	頁	計画(案)/答申(案)	ご意見
小野	第3部			
	第 2		<施策の目標>	だき、大変さがよくわかり、会としても取組を
	2 (1)		新規参入や慣行栽培	して消費者の意識も少しずつ変わりつつありま
			からの転換を促進	す。
			し、有機農業の拡大	計画案に「新規参入や慣行栽培からの転換を促
			に取り組みます。	進し、有機農業の拡大に取り組みます」とあり
				ますが、新規参入や慣行栽培からの転換をする
				意向のある人はいるのですか?
吉田	第3部	41	2 道産食品の認証	道産食品独自認証制度の立ち上げから約 20 年、
	第 3		制度の推進	この間に HACCP の義務化や魅力ある道産食品が
	2			多くみられるようになるなど、食をめぐる情勢
				や、「きらりっぷ」の認知度にも変化を感じま
				す。
				今回の案では認証数を 100 品とする目標に向け
				て、認知度の向上に取り組む内容となっていま
				すが、令和5年3月末現在で道産食品独自認証
				数は 14 品目 37 品と年々減少しています。
				食品の安全性に関わる事案が依然として起きて
				いる中、制度の目的である安全・安心で優れた
				品質の道産食品の生産拡大は重要な政策課題で
				はありますが、情勢の変化を踏まえ、この制度
				の PR と並行して、今後のあり方を検討してい
				くことも必要ではないでしょうか。
池田	(前回		1情報の提供	ジビエについてはシカやクマなどの野生の鳥獣
1	意 見 )		ジビエについても、	であっても慣行栽培の農作物の食害などの実態
	第3部		健康被害のリスクと	が広く道内に認められるため、食品の安全性確
	第 1		, , ,	保の視点からジビエに含まれる残留農薬の実態
	1		する必要	調査の定期的な検査などの実施も検討をして頂
				きたい。実際に道内の野生のタンチョウヅルの
				体内への多様な農薬による汚染の実態調査についての診査(四層・水温・2010年) オポカスカ
				いての論文(田原・永洞、2010年)も報告されている。また、ストックホルム条約で懸念され
				ている。また、ストックホルム朱利で懸芯され   ているような POPs 系の危険な地球規模の汚染物
				質は極域に近い地域ほど海生哺乳動物の体内で
				高濃度の生物濃縮が起こり得ることが知られて
				いるので(Godduhn and Duffy, 2003)、国内では北海
				道は他の地域よりも沿岸域の食物連鎖を介した
				陸生の野生動物の体内に危険な汚染物質が蓄積
				されるリスクも高い可能性がある。
池田	第3部	12	①食品等の検査の実	
2	第 1		施	加工、調理、販売される食品について微生物や
	2		道内で生産、製造、	食品添加物、残留農薬・動物用医薬品などの検
			加工、調理、販売さ	査が実施されているが、国内で合法的に農業利
			れる食品について、	用されている下水汚泥由来の堆肥や肥料、下水
			道立保健所、道立食	処理場の浄化水(中水)などに含まれている可
			肉衛生検査所及び道	能性のある多種多様な化学物質の検査は現時点

			て、食品衛生法に基 づき、微生物や食品	では重金属類以外の安全性は検討されていなと思われる。自治体が下水由来の資源の農業用を推奨する場合は、下水に含まれる汚染物の種類や量の時代的な変化に対応して、下水来の汚泥や中水の人や環境に対する安全性評の内容の見直しを当該自治体が責任を持ってめるべき。
池田 3	第 1 2	12	施 浅漬けや生食用食肉 をはじめ、加熱せず にそのまま喫食する 食品について、腸管	下やしたでは、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変
池田 4	(前回 意見) 第3部 第2 2(1) ア関係		善、土壌病害の低減 のため、良質な堆肥 や緑肥作物の作付け	温暖化ガス削減対策、環境(大気や土壌)中の窒素等の養分の揮発・流出の軽減対策、土の炭素貯留推進、悪臭・衛生害虫対策、堆肥品質向上、土壌の CEC 向上(土壌の養分貯金力の向上)、減肥対策等に寄与する効果が高と考えられる畜糞に炭を混和して熟成させた堆肥の生産、利用を推奨して頂きたい。炭の用は道内バイオマスの有効活用にもつながる。
池田 5	第3部 第2 2(1) ア	22	① 土づくりの推進	良質な堆肥の施用のために、堆肥の熟成阻害温暖化ガス発生を助長する家畜飼料への抗生質類の施用量の削減(技術の開発)や、熟成促進と温暖化ガス発生の抑制、養分の溶脱や散による環境汚染の抑制などが期待できる高質な堆肥の生産を推進するために、籾殻燻炭の炭を混和した畜糞堆肥(炭堆肥)の熟成・産を推奨して頂きたい。高品質な炭堆肥の生により養分供給能の向上、土壌の CEC の向上-2-

池田	第3部	23	②クリーン農業技術	どを介した化学肥料の削減も期待できる。 「炭の投入」については、基本的に肥沃な日
6	第2	23	の開発と普及	
O				の農地に炭を大量に直接施用すると養分欠乏
	2 (1)		「炭の投入」	特に土壌中の窒素を強く吸着することにより
				量の減少を引き起こす可能性が高いので、土
				の物理性の改善や残留農薬の分解促進などの
				的のために炭を本圃へ直接施用する場合は、
				素分を豊富に含む堆肥やマメ科緑肥の鋤きこ
				などを合わせて行うなどの措置をとることが
				ましい。
池田	第3部	23	②クリーン農業技術	長期中干についてはメタンの生成量の抑制効
7	第 2		の開発と普及	が期待できるが、一方で、乾土効果(乾燥し
	2 (1)		「長期中干し」	土壌中で死滅した土壌(微)生物の菌体や有
				物の分解)の発生時に亜酸化窒素の発生量が
				加していないかどうか検証する必要があるの
				はないか。道内で実験的に検証された事例が
				るのであれば、当該研究事例についてご教示
				頂きたい。土壌の乾燥化に伴い、水田土壌中
				アンモニア態窒素が硝化を受けたり、乾燥過
				における土壌(微)生物の死滅により有機態
				素の分解を介した脱窒進行したりする過程で
				酸化窒素の発生量が増加する可能性がある。
				加温暖化効果としては、メタンは二酸化炭素
				約30倍であるが、亜酸化窒素は二酸化炭素の
				300 倍であるため、長期中干によるメタン削
				300 信であるため、長期中下によるメクシ前 過程で亜酸化窒素が放出されると、メタン削
				の効果が相殺されてしまう可能性がある。
洲 田	n° フ゛コメ	0		環境保全型農業の意義を広く道民に見える化
8	第3部			ついては、そのために利用できる可能性のあ
O	第2			指標生物としてはカエルやサンショウウオ等
	2 (1)			面生類が考えられます。両生類の成体(大人
				個体)は多様かつ大量の昆虫類や小動物等を
	イ関係		える化すること	
				食する必要があるため、エサとなる多様な生が、東京に生り場所に存在する。
				が豊富に生息場所に存在する必要があり、減
				薬や無農薬の栽培地域でエサの確保が容易に
				ると期待できます。より重要な点として、両
				類は陸生時に皮膚を介した呼吸や水分吸収を
				うので、他の硬い皮膚を持つ動物群と比べる
				農薬の影響を強く受けやすい生物群だと考え
				れます。例えば、十勝管内の事例で紹介する
				すれば、紫竹ガーデンなど無農薬のフラワー
				ーデン内では多数のカエルが比較的容易に観
				できます。農薬を大量に使用しているフラワ
				ガーデンでは、人の目では綺麗に管理されて
				るように見えますが、カエルのような農薬に
				い生物は死に絶えて人の目に触れることはあ
				ません。対照的に、一見自然が豊かに見える
				勝平野の一般的な農地周辺の環境ではカエル
				見かけることは殆ど期待できません。エサの
				虫類や小動物の豊富さを反映する指標生物と

				物の候補になり得ると思います。
	第3部	26		人為的な過失、地震、洪水、津波などによる!
9	第 2 2 (2)		作物の栽培による交 雑及び混入の防止	然災害、テロなどにより(有害な)遺伝子組持   え生物が環境中に漏出することも想定内の事業
	2 (2)			として、研究機関に安全管理を任せるのでは
			<主な取組>	く、道庁による監視も行なって頂きたい。
			3	また、道民の健康や道内の生物産業の安全を確
				保するため、道内研究機関における人や動植物
				の寄生体・病原体、害虫、雑草などの社会的、
				産業的に有害な生物に係る遺伝子組換え技術
				ゲノム編集技術による新規生物の創出研究に、
				いての安全管理情報の共有と、可能であれば
				庁による研究現場の監査を実施して頂けると
洲 田	n° フ゛コメ	5	カルタへ十注第1冬	心。  野外に(大量)廃棄された場合の生態的なリン
1 O	第3部	]		クを評価するための影響評価結果は既に知見。
1 0	第 2			して得られており、生態的な安全性は科学的
	2 (2)			担保されているものなのでしょうか。これら
	関係		るために栽培する遺	点について道庁としての見解をご教示頂きたい
			伝子組換えのファレ	想定外のリスクを最小限にすると同時に、道具
				の安心にもつなげるためにも、販売現場での1
			ラン)	用・飼料利用への禁止の明示の義務化や、廃事
				手順(コンポスト化しない、焼却処分するなど)
				についても生産者、業界関係者、消費者に向したおは、
				た指針策定などの検討したほうが良いのではフ  いか。「想定外だった」、という言葉を安易なタ
				罪符として科学者・研究者、行政責任者が使
				べきではない。将来的に作出される多様な遺伝
				子組換えの観賞用の花き類の廃棄の仕方が不道
				切だと野生動物による摂食も起こる可能性がる
				り、ジビエの食用の安全を確保するためにも違
				伝子組換えの観賞用の花き類を取り扱う業者。
				消費者に生態的なリスクが最小限となる適切が
એ⊬ ⊞	<b>答</b> 2 如	20	(2) 安本广池序の	廃棄処分を求めることが望ましい。 サブミウェのコンポスト エオ 海 中本の#8
11	第3部第2	28	(3) 家畜伝染病の発生の予防及びまん	
1 1	2 (3)		延の防止	病原体・寄生体を含む可能性が否定できない。
	2 (0)		<施策の目標>	で、病原体や寄生体の確実な死滅が期待できる
				蒸気殺菌などのリスク軽減措置が取られていた。
				い場合は、道外や国外からの家畜や作物の病脈
				体・寄生体の侵入が警戒される家畜や農作物の
				生産者の地域では生ゴミ由来のコンポスト、
				水汚泥由来の堆肥や肥料は農業利用することは
лЬ г <del>г</del>	<b>左</b> 0 七	20	りまな性のサヘアベ	避けることが望ましいように思われる。
池 田 1 2	第3部	30	3 水産物の安全及び 安心の確保	
1 4	第 2 3		女心り推体	健康を守るためにも、道内の主要な下水処理は  から排出される中水の安全性の見直し(監視を
	٦			象の化学物質の種類と安全性確保のための濃厚
				基準値)も検討して頂きたい(Helmecke et a
	I	I	I	- 4 -

ı	ı		1	1	2020) 关中の文學 人类灯科 6 ※弗老の生活塔
					2020)。道内の産業・企業活動や消費者の生活様
					式の変化、社会インフラの状況に対応して環境
No.E.	1	0 3	\ _	##	対策を見直し、アップデートするべき。
		ハ゜フ゛		農薬の安全・適正使	
1	3	第 3 音		用の推進	正使用の推進と同時に、農業・食品現場におい
		第 2			て低濃度の農薬に長期間暴露される農業生産者
		( 1	)		や農食の食品加工関係者等の健康状態を調査す
		関係			るようなコホート研究も道庁として推進するこ
					とが望ましいように思われる。特に、海外と比
					べて日本では農業生産者に対する中長期的な農
					薬のリスク評価に係る研究(Cavalier et al., 2023)
					は殆ど検討されていない。地域の医療機関と協
					力し、疾患や治療などの統計的なデータを活用
					すれば人手や予算もそれほど多くを必要としな
					い形で実施可能な調査であると思われるので、
					北海道の農業・食品関係者の健康を守るために
					も是非とも上記のコホート研究の継続的な実施
					を道庁にお願いしたい。
池	田	第3音	部 33	(2) 動物用医薬	動物用医薬品と肥育のために飼料に添加されて
1 -	4	第 2	34	品の適正な使用等	いる抗生物質類についても農作物に使われる農
		4		(3)飼料及び飼料	薬と同様に畜糞利用や畜舎から排出される汚水
		(2)		添加物の適正な使用	処理などを介して人や環境への悪影響、異常気
		(3)		と良質な飼料の確保	象の大きな要因となっていることが懸念される。
				<施策の目標>	それらの薬物類についても農薬と同様に使用量
				<主な取組>	の削減につながるような技術開発、畜糞利用や
					汚水処理の過程における薬物類のリスク軽減技
					術の開発なども検討をして頂けると大変有難い。
洲	Ш	第 3 音	部 34	② 自給飼料の増産	牧草地や飼料作物栽培への都市下水汚泥由来の
1		第 2	"		堆肥や肥料の利用については、植物に取り込ま
	-	4			れた汚染物質が微量であっても草食動物の体内
		(3)			において生物濃縮が起こり得るリスクも考えら
		(0)			れるので、可能な限りの検査を行い、消費者の
					ための安全性が担保されているかどうか慎重に
					検討して頂きたい。
洲	Ħ	第 3 音	部 36	(2)水域環境の保	
1		第 2	19 30	全	水処理場での浄化後に河川に放出される中水の
1	J	5		<del>*</del>   <施策の目標>	安全性についての検査項目(検査対象とする化
		O		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	学物質の種類と安全な濃度の基準)なども見直
				を常時監視する」	しを進めて頂きたい。産業構造や個人の生活様
				S Wed Willer Mr A 20]	式の変化、社会インフラの整備の違いにより現
					状の下水処理では除去しきれない人や環境に危
					険な汚染物質が下水処理場から河川に放出され
					でいる可能性がある。 でいる可能性がある。
糾	Ш	第 3 音	部 37	(3)地下水の汚染	
1		第2	1b 2/	の防止	明酸性窒素寺による地下が冶泉対東のために、    籾殻堆肥等の炭を混和して熟成させた畜糞堆肥
1	'				
		5		<現状>	(炭堆肥)の生産・利用を推奨して頂きたい。
				<施策の目標>	炭堆肥の利用は肥料減量化対策、温暖化対策技
				<主な取組>	術にもなる。
.>rL₁	ш	,, o>		「硝酸性窒素汚染」	以 ) / / / / / / / / / / / · · · · · · · ·
泄	Щ	ハ゜フ゛コ	メ 7	クノム編集技術応用	ゲノム編集技術を利用した農畜産物・食品等の

	第3部 第3 1(1)			「表示」については、消費者の選択の権利を守るためのリスク管理の視点からも道庁として推進して頂きたい。本件についても、「想定外だった」、という言葉を安易な免罪符として科学者・研究者、行政責任者が使うべきではない。
池 田 1 9	第3部第3	度の	道産食品の認証制の推進現状>	21 品目のうち 7 品目で認証されていないのは、どういう理由なのか説明を頂きたい。認証希望者がいないのか、認証の基準に満たすものがないのか?道庁による認証制度や表彰制度の一般社会への認知の広がりは道内外の国民からの道庁への信頼度のバロメーターの1つであるとも考えられるので道庁の係る上記のような制度は大事に扱って頂きたい。
池田20	第 3 部 第 4 2 ( 1 )	実学片指食のさ任の	践 校給食の準備から 付けまでの一連の 導の中で、配膳、	学校給食の準備から片付けまでの時間が子供にとって楽しい時間になるように配慮して頂きたい。また、給食の献立表は子供が食に興味を持つ最初の入り口の1つになると思うので、学年に対応する形で子供も理解しやすく、食育について学べるような献立表を丁寧に作成して頂きたい。
池田21	用語解説	56 I	コファーマー	農村地帯を訪れる消費者や観光客が現地でのエコファーマーの広がりを実感できるような「エコファーマー制度の普及の見える化」について工夫ができないでしょうか。認証生産者の表札の隣に幟を立てるなど。農地を訪れる消費者や観光客に、北海道農業の安全・安心な空気感が伝わり、生産者の環境への貢献をアピールすることになるのではないかと思います。
池田22	用語解	58 食「	中毒	下水道汚泥、集落排水汚泥、浄化槽汚泥、し尿、生ごみなどの農業利用は、蒸気消毒などの殺菌処理が不十分だと道外、国外からの病原体・寄生体の潜在的な侵入経路になり得るため、それらの有機物については海外から難防除性の病虫害などが警戒される地域の農地への施用は控えたほうが良いように思われる。ジャガイモのシストセンチュウやサツマイモの基腐れ病など難防除病虫害の多くは海外からの侵入経路が不明である。栽培用ではなく、食用として入ってきた農作物も感染源・侵入経路として警戒すべき。